

「東京における都市計画道路の整備方針（仮称）」専門アドバイザー委員会設置要綱

制定 令和6年10月11日 6都市基街第270号

改正 令和7年5月23日 7都市基街第56号

（目的）

第1条 「東京における都市計画道路の整備方針（仮称）」の策定に向けて専門的な見地から助言を受けるため、「東京における都市計画道路の整備方針（仮称）」専門アドバイザー委員会（以下「専門アドバイザー委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 専門アドバイザー委員会では、次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 「東京における都市計画道路の整備方針（仮称）」の案の検討
- （2） その他「東京における都市計画道路の整備方針（仮称）」策定のために必要な事項

（構成）

第3条 専門アドバイザー委員会は、別表1に掲げる学識経験者で構成する。

- 2 専門アドバイザー委員会には、別表2に掲げる職にある者が参加し、意見を述べることができる。
- 3 専門アドバイザー委員会には、委員長を置く。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年以内とする。

- 2 委員は、再任を妨げない。
- 3 委員に欠員が生じ、委員会の運営に支障があるときは、速やかに新たな委員を選任し補充するものとする。なお、新たな委員の任期は、前任者の在任期間とする。

（会議）

第5条 委員長は、必要に応じて専門アドバイザー委員会を招集し、会議を主宰する。

- 2 会議は非公開とする。
- 3 議事要旨等は、原則公開とする。ただし、公開することにより、率直な意見の交換若しくは公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれ、都民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある場合、又はその他正当な理由があると委員長が認めるときは、全部又は一部を非公開とすることができる。

（オンラインによる会議）

第6条 効率的な会議の運営など、委員長が必要と認める場合は、オンライン（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法をいう。）を活用した会議を開催することができる。

（事務局）

第7条 専門アドバイザー委員会の運営のための事務は、都市整備局都市基盤部街路計画課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、専門アドバイザー委員会の運営に関し、必要な事項は委員長が別に定める。

附則（令和6年10月11日付6都市基街第270号）

この要綱は、令和6年10月11日から施行し、「東京における都市計画道路の整備方針（仮称）」の公表日にその効力を失う。

附則（令和7年5月23日付7都市基街第56号）

この要綱は、令和7年5月23日から施行し、「東京における都市計画道路の整備方針（仮称）」の公表日にその効力を失う。

別表 1

	氏名（敬称略）	所属
委員長	岸井 隆幸	一般財団法人計量計画研究所 代表理事
委 員	飯田 晶子	東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻 特任講師
委 員	植村 京子	深山・植村法律事務所 弁護士
委 員	加藤 孝明	東京大学生産技術研究所 教授
委 員	久保田 尚	埼玉大学 名誉教授
委 員	竹内 健蔵	東京女子大学現代教養学部 教授
委 員	中道 久美子	東京科学大学環境・社会理工学院融合理工学系 特定准教授
委 員	西村 亮彦	国土舘大学理工学部理工学科 准教授
委 員	三浦 詩乃	中央大学理工学部都市環境学科 准教授
委 員	吉村 有司	東京大学先端科学技術研究センター 特任准教授

（委員五十音順）

別表 2

東 京 都	政策企画局	計画調整部	技術企画担当課長
	都市整備局	総務部	企画技術課長
		都市づくり政策部	政策調整担当課長 都市計画課長 土地利用計画課長 まちづくり専門課長 開発企画課長 緑地景観課長
		都市基盤部	都市基盤部長 施設計画担当課長 交通企画課長 物流調査担当課長 交通プロジェクト担当課長 モビリティ政策課長 街路計画課長 外かく環状道路担当課長 街路計画調整担当課長 都市基盤道路交通専門課長
		市街地整備部	企画課長
		市街地建築部	防災都市づくり課長 建築企画課長

	建設局	多摩まちづくり政策部 道路管理部 道路建設部 公園緑地部	多摩まちづくり戦略担当課長 路政課長 保全課長 道路企画担当課長 安全施設課長 無電柱化担当課長 計画課長 事業化調整専門課長 街路整備推進専門課長 道路橋梁課長 計画課長
	港湾局	港湾整備部	計画課長
特 別 区	千代田区 中央区 港区 新宿区 文京区 台東区 墨田区 江東区 品川区 目黒区 大田区 世田谷区 渋谷区 中野区 杉並区 豊島区 北区 荒川区 板橋区 練馬区 足立区 葛飾区 江戸川区	景観・都市計画課長 管理調整課長事務取扱参事 土木課長 都市計画課長 都市計画課長 都市計画課長 都市計画部参事（都市計画課長事務取扱） 都市計画課長 都市計画課長 都市計画課長 まちづくり計画調整担当課長 道路計画課長 企画管理課長 都市計画課長 都市計画道路担当課長 都市計画課長 都市計画課長 都市計画課長 交通企画課長 事業調整担当課長 道路建設課長 計画調整課長	
市 町	八王子市 立川市 武蔵野市	交通企画課長 都市計画課長 事業調整担当課長	

	三鷹市	まちづくり推進課長
	青梅市	土木課長
	府中市	計画課長
	昭島市	都市計画課長
	調布市	都市基盤担当課長
	町田市	道路政策課長
	小金井市	都市計画課長
	小平市	都市計画道路担当課長
	日野市	都市計画課長
	東村山市	都市計画・住宅課長
	国分寺市	まちづくり計画課長
	国立市	都市計画課長
	福生市	まちづくり計画課長
	狛江市	まちづくり推進課長
	東大和市	都市づくり課長
	清瀬市	都市計画課長
	東久留米市	道路計画課長
	武蔵村山市	都市計画課長
	多摩市	都市計画課長
	稲城市	まちづくり計画課長
	羽村市	都市計画課長
	あきる野市	交通政策課長
	西東京市	都市計画課長
	瑞穂町	都市計画課長
	日の出町	都市計画担当主幹